

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

安全・安心で持続可能な漁業環境を目指した港づくり計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

鳥取県、^{よなご}米子市、^{さいはく}西伯郡^{だいせん}大山町

3. 地域再生計画の区域

鳥取県^{ことら}米子市、^{あかさき}琴浦町及び^{おうさか}大山町の区域の一部
(^{かいけ}地方港湾^{みさき}赤碕港、^{かいけ}地方港湾^{みさき}逢坂港、^{かいけ}一種漁港^{みさき}皆生漁港及び^{かいけ}一種漁港^{みさき}御崎漁港)

4. 地域再生計画の目標

赤碕港、逢坂港、皆生漁港及び御崎漁港は、鳥取県の中西部に位置し、北は日本海、南には中国地方最高峰の大山（通称伯耆富士）がそびえ、大変自然豊かな場所に位置している。またこれら4港の沿岸は遠浅で岩礁が多く、魚類の生息と海草の繁茂に非常に適しており、古くから沿岸漁業として県内屈指の漁獲量を誇ってきた地域である。

しかしながら、鳥取県全体の漁獲量は近年減少傾向であるため漁業従事者もそれに引きずられるように減少しており、平成5年に2,099人であった漁業従事者が平成15年には1,540人となるなど10年間で559人（約24パーセント）も減少している。また、平成15年における年代別の漁業従事者では、50歳以上が70.2パーセント、60歳以上が43.9パーセントであるなど高齢化が顕著となっており、このことは赤碕港、逢坂港、皆生漁港及び御崎漁港においても差し迫った問題となっている。

このような状況の中、赤碕港では平成16年度に漁業振興を目指した『赤碕港漁業振興プラン』を作成し、魚・漁業のPR、後継者の育成を行うなど、漁業振興を推進するための活動が活発化してきている。振興プランの目標のうち「魚のおいしさPR」では、地産の魚を学校給食へ採用することにより子供達が漁業への関心を高めることや、広く一般へPRするため直売所において看板やポスターによる旬の食材を情報発信し、新たなブランドを開発する取組等を行っている。「海を豊かにしよう」では、アワビ、イワガキ、サザエ等の漁場管理の強化と養殖事業の導入を行い、受益者自身で栽培漁業・漁場管理に力を入れ、海を豊かにしようとしているところである。また「海の男を育てよう」では、漁業者の平均年齢が60歳台と高齢化が深刻な問題となっていることから、平成13年度から県の漁業担い手育成研修事業や漁村生活体験事業を活用し、青年漁業活動や漁業研修体制の強化を行っているところである。

逢坂港及び御崎漁港においても高齢化は深刻な課題であり、担い手育成事業等を活用し、若手漁業者が若干ではあるが増えてきているところである。しかし、両港とも外郭施設が不十分なことから港内の静穏度が保たれていないため、荒天時には漁船の

係留に支障をきたしている状態である。また、両港とも荷さばき施設を有していないことから、この2港を基地としている漁業者は、水揚げした水産物を20キロメートル以上離れた倉吉市の魚市場まで運搬して競りにかけている状況であり、新たな担い手が育ちづらい状況にある。

皆生漁港でも高齢化問題は同様であるが、航路及び泊地の静穏度が悪いため、危険な操船、係留している漁船の破損等が生じ、また漂砂による砂の堆積が著しいため、出漁できない期間がある等、安全安心な漁業活動ができない状況にあり、これらが新たな担い手の育たない要因となっている。

このように、高齢化、漁獲量の減少、魚価の低迷等により漁業経営は非常に苦しいものとなっており、安全・安心な漁業環境の整備（防波堤・波除堤整備）や藻場造成による漁獲量の増加、担い手の育成など地域再生のための施策が強く望まれている。

このため各港の状況を踏まえた地域再生に寄与する次のような施設整備が重要となっている。赤碕港では、静穏度確保のための防波堤整備及び水揚げされた水産物を安全に隣接する荷さばき施設まで運搬する臨港道路整備、逢坂港では静穏度確保のための外郭施設整備、皆生漁港では静穏度確保及び漂砂対策のための外郭施設整備、御崎漁港では静穏度確保のための外郭施設整備及び新たな物揚場整備を行うこととしている。これにより赤碕港においては陸揚げ時の軽労化が図られ、逢坂港・皆生漁港・御崎漁港においても港内静穏度が向上し、安心して安全に作業を行うことができ、高齢化にも対応し、ひいては漁業従事者の増加も見込まれる。

これらの施設整備により、漁業活動の軽労化、安全化が図られ、高齢者でも安心して安全で効率的に作業できる港を整備でき、地元漁協及び自治体の活動によって漁場の管理や後継者の育成を行うことにより、安全・安心で持続可能な漁業環境を目指した港づくりを行い、今後、更なる漁業の発展を図る。

目標1) 安全に安心して係留できる港の整備

港内静穏度の向上

(逢坂港：現在の93.5パーセントを97.5パーセントへ向上)

大型船舶(100トン級)に対応した係留施設の整備

(赤碕港：現在の0隻を3隻へ増加)

飽和状態にある小型船舶の係留施設の確保

(赤碕港：現在の岸壁充足率57パーセントを73パーセントへ向上)

(皆生漁港：現在の岸壁充足率64パーセントを83パーセントへ向上)

目標2) 漁業従事者減少の抑制に寄与

若手漁業者の育成、漁業就労者の維持

(各港：平成15年度漁業就労者人口(133人)の現状維持)

5. 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

漁業を中心として、単なる防波堤や波除堤などのハードの整備・改修のみではなく、地元市町村が主体となって実施する地域振興策、新たな担い手の育成事業及び藻場の造成などのソフト面の施策も併せて実施することにより、高齢化対策（安全安心な漁業環境の整備）、就労者数の増加など漁業をとりまく環境を底上げし、鳥取県中西部地域の漁業の一体的な発展を図り、漁業ひいては地域全体を魅力あるものにする。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

港整備交付金を活用する事業

整備箇所は、別添整備箇所を示す図面による。

[施設の種類の事業主体]

- ・港湾施設（赤碕港、逢坂港） 鳥取県
- ・漁港施設（皆生漁港、御崎漁港） 米子市、大山町

[整備量]

- ・港湾施設 防波堤、波除堤、泊地浚渫、臨港道路
- ・漁港施設 防波堤、物揚場、護岸、泊地浚渫、臨港道路

[事業期間]

- ・港湾施設 平成18年度～平成22年度
- ・漁港施設 平成18年度～平成22年度

[事業費]

- ・総事業費 2,664,000 千円（うち交付金 1,193,500 千円）
 - 港湾施設 1,385,000 千円（うち交付金 554,000 千円）
 - 漁港施設 1,279,000 千円（うち交付金 639,500 千円）

5 - 3 その他の事業

1) 鳥取県藻場造成アクションプログラム（鳥取県、鳥取県栽培漁業センター）

鳥取県沿岸の藻場の回復を図ることにより、豊かな漁場環境を維持・創出し、漁業生産の持続的な拡大を図る。

（事業概要）

- ・県が財団法人鳥取県栽培漁業協会にアラムの種苗生産及び移植を委託する。また、漁業者、NPO等自ら行う藻場造成活動等を促進するため、助成事業をあわせて行い、官民協働して豊かな鳥取県の海作りを推進する。新たな藻場造成技術の開発。

2) 赤碕港漁業振興プラン（赤碕港における活動；赤碕漁協、琴浦町、鳥取県）

次の4本の目標を掲げ、魚・漁業のPR、後継者の育成を行い、地場産業である漁業の活性化を図る。

（事業概要）

・「魚のおいしさPR」

目 的：安全な食材を提供していくための環境整備。

消費者の視点に立った鮮魚販売の実施。

活動内容：学校給食への採用、直売所のPR看板、定期的なイベント開催

・「海を豊かにしよう」

目 的：つくり育てる漁業・資源の管理、漁業環境の保全。

活動内容：藻場造成等による漁場の育成管理。漁場管理活動計画の策定。

ワカメ、イワガキ、ヒラメ養殖事業の実施検討。

・「海の男を育てよう」

目 的：後継者育成、人材育成。

活動内容：担い手育成事業等を活用した受入体制の充実。

研修生を対象とした小型船舶免許講習会の開催等。

・「元気な漁村をPRしよう」

目 的：地域外の人への漁業のPR、海に親しむ。

活動内容：ゲームフィッシングの受入体制の充実等。

3) 漁業技術習得に係る事業(3事業)

・漁業担い手育成研修事業

目 的：漁協が行う研修事業に対する助成

事業主体：漁業協同組合

研修内容：洋上研修 - 漁船運用技術、漁労作業技術、鮮度保持技術

陸上研修 - 機関・電気技術、漁網維持管理技術

助成内容：県1/2、市町村1/2 指導者謝金7,100円/日

・漁業研修支援資金

目 的：研修生に対する研修支援

事業主体：鳥取県

貸付内容：研修に必要な経費(研修資金・資材資金・資格取得資金)を無利子で融資(貸付限度額5,980千円/人、償還期限14年、研修終了後一定期間着業により年数に応じ償還金免除制度有)

・漁村生活体験事業

目 的：県内者の漁業就業の促進

事業主体：市町村

事業内容：市町村が県内者及びUターン者に対し、最大1年間の漁村滞在型の漁業体験を実施する際に補助する。

所要経費：1,080千円/人・年(県1/2、市町村1/2)

6. 計画期間

平成18年度～平成22年度(5ヵ年)

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし、事業主体が状況を調査、評価し、公表する。また、必要に応じて事業の内容の見直しを図るために、関係機関で構成する「評価協議会（仮称）」を開催し、施設の整備状況について評価・検討を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし